

令和5年4月
国土交通省自動車局

被害者保護増進等計画（素案）に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和5年3月8日から令和5年3月22日まで、被害者保護増進等計画（素案）についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、8件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 募集期間 | 令和5年3月8日（水）～令和5年3月22日（水） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、FAX及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 8件

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41443、41413）

直通：03-5253-8577

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>賛成いたします。</p> <p>より予算を確保し、適切に被害者へ、自動車の安全にご活用いただければと思います。</p>	<p>本計画素案にご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>賛成いたします。</p> <p>より広く国民に広報できるような取り組みをお願いいたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、安心・安全な「クルマ社会」の実現に向けて、今後とも被害者保護増進と事故防止推進施策に取り組むとともに、一層の周知を図ってまいります。</p>
<p>本計画案に賛同する。</p> <p>人類は「自動車」によって多大な恩恵を享受している一方で、事故によって生命を失ったり、重大な身体障害を負ったりという諸刃の剣である。そのために、運転者は常に細心の注意を払って運転しなければならない。</p> <p>本計画素案は、きめ細かく策定されその通り実施されるのならば被害者及びその家族に裨益するところが大きいと考えられる。</p> <p>自動車事故防止対策については、開発された先端技術（ASV）を普及して、人間だけに頼らない形で事故防止の推進が求められている。</p> <p>重度障害になると家族で介護するのは困難であり、施設の充実が必要である。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2ページの10行目「または」は「又は」のほうがよい。他の箇所例と同様に。 ・ 6ページの15行目「被害者」は「被害者等」のほうがよい。他の箇所例と同様に。 	<p>ご意見の通り修正しました。</p>
<p>(意見)</p> <p>「交通事故被害者ノート」が事故直後から手元に届くシステムを要望します。</p> <p>24時間いつでも相談できるサポート体制が必要です。</p>	<p>交通事故被害者ノートについては、国交省及び(独)自動車事故対策機構(ナ斯巴)HPからダウンロード可能としているほか、都道府県の犯罪被害者向けの総合的対応窓口等で配布しており、令和5年度から</p>

<p>個々の置かれている状況から適切なアドバイスをしていただける方がいると、心身共に少しは気が休まり救われます。</p>	<p>は更に民間で事故被害相談や支援を行う団体等においても配布することとしております。</p> <p>また自動車事故被害者・遺族団体による相談窓口の構築・継続への支援も令和5年度より開始予定です。</p> <p>被害者の方々のお手元に必要な情報が速やかに届けられるよう、頂いたご意見を踏まえ、今後更に検討して参ります。</p>
<p>計画に賛成いたします。</p> <p>このような被害者の支援や交通安全は、国土交通省だけでなく省庁が連携して政府を挙げて行う取り組みであることを盛り込むと、より良いと思います。</p>	<p>本計画素案にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、また第11次交通安全基本計画においても政府を挙げての取組が必要であると記載されていることから、「第1部 総則」の「1計画の目指す社会」に、政府を挙げて更に積極的な取組が必要な旨を追記しました。</p>
<p>被害者保護増進等事業の主な実施主体となる(独)自動車事故対策機構(ナスバ)の第5期中期目標期間に合わせているとあるが、記載する必要はないのではないか。</p>	<p>ご意見の通り、削除しました。</p>
<p>「第3部 計画の目標と目標達成のために実施すべき基本的な施策 1 被害者等支援のために講じようとする施策の基本となるべき事項の目標について」</p> <p>様々な措置を講じていただき被害者等の保護の増進を図っていただきたいが、この素案の内容に、被害者等の早期発見の観点も施策として盛り込んでいただきたい。</p> <p>具体的には、重度後遺障害を負ってしまった被害者やその家族が早期に自動車事故対策機構等と接点を持つことが重要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第3部」の「1 被害者等支援のために講じようとする施策の基本となるべき事項」の目標に、被害者等への情報提供等の充実に努める旨を追記しました。</p> <p>ナスバの周知・広報についても、ご意見を踏まえ、今後更に検討して参ります。</p>